(設置)

第1条 西宮市プロジェクト・チーム設置規則(昭和63年西宮市規則第26号。以下「規則」という。)第2条第1項の規定に基づき、プロジェクト・チーム「新センター開設準備チーム」(以下(チーム)という。)を設置する。

(設置の目的)

第2条 チームは、本市における市民交流センター及び大学交流センターを再編し、新たな 施設(以下これらを「新センター」という。)の立ち上げを目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 チームは、新センターの開設に関して必要な事務を所掌する。

(構成)

- 第4条 チームは、別表1の職員をもって構成する。
- 2 チームのリーダーは、市民局市民総括室市民企画課長、サブリーダーは、産業文化局生涯学習部地域学習推進課長とする。

(設置期間)

第5条 令和6年8月7日から令和7年3月31日までとする。

(事務従事の形態)

第6条 チームの構成員の事務従事の形態は、別表1のとおりとする。

(専決事項)

第7条 チームの所掌事務に関する専決については、西宮市処務規則(昭和55年西宮市規則第28号)の例による。

(所管副市長)

第8条 チームを所管する副市長は、次のとおりとする。

副市長 岩﨑 敏雄

(庶務)

第9条 チームの庶務は、市民局市民総括室市民企画課が行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

付 則

この要綱は、令和6年8月7日から施行する。

別表1 (第4条、第6条関係)

区 分	所属及び役職名	氏 名	事務従事の形態
リーダー	市民局市民総括室市民企画課 課長	河内 紀子	規則第4条第2号
サフ゛リータ゛ー	産業文化局生涯学習部地域学習推進課 課長	中西しのぶ	同
チーム員	産業文化局生涯学習部地域学習推進課 係長	岩崎 裕子	同
	健康福祉局福祉総括室地域共生推進課 係長	村田 昇平	同
	兼務 市民局市民総括室市民企画課 係長		